

虐待の防止のための指針

(障害者)

(事業所における虐待の防止に関する基本的考え方)

第1条 株式会社ティー・アール・エス(以下、「事業者」という。)は、障害者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、障害者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し権利利益の擁護に資することを目的に、障害者虐待の防止とともに障害者虐待の早期発見・早期対応に努めます。

2 事業者は虐待の防止に関し、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。(別表)

- 1
- (1) 身体的虐待
 - ・障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - (2) 介護・世話の放棄・放任
 - ・障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - (3) 心理的虐待
 - ・障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - (4) 性的虐待
 - ・障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること。
 - (5) 経済的虐待
 - ・障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項)

第2条 事業者は、虐待発生防止に努める観点から、虐待防止検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

2 身体拘束適正化委員会等、取り扱う事項が相互に関係の深い場合には、他の会議と一体的に行うように、虐待防止検討委員会を開催する場合があります。

3 委員会は3か月に1回以上、定期的を開催し、次のことを検討協議する。

- (1) 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- (2) 虐待の防止のための指針の整備に関すること

- (3) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- (4) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (5) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- (7) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3 委員会は、管理者、サービス提供責任者、従業者等で構成する。

なお、必要に応じて協力医療機関の医師、精神科専門医等や知見を有する第三者の助言を得る。

4 会議の実施にあたっては、テレビ電話装置等を用いて開催する場合があります。

5 委員会の構成メンバーの責務及び役割分担は以下のとおりとする。

責務・役割分担	担当者
<ul style="list-style-type: none"> ①委員会の責任者 ②虐待内容及び原因の解決策 ③虐待防止のための当事者との話し合い ④虐待防止に関連する一連の責任者 	<p>管理者</p>
<ul style="list-style-type: none"> ①利用者からの虐待通報受付 ②職員からの虐待通報受付 ③虐待内容と契約者の意向の確認と記録 ④虐待内容の責任者への報告 	<p>サービス提供責任者</p>
<p>第三者、専門家</p>	<p>必要に応じて協力医療機関の医師、精神科専門医、地域包括支援センター或いは行政の担当者等</p>

(虐待の防止のための職員研修に関する基本指針)

3

第 3 条 事業者は、年間研修計画に沿って「人権及び虐待・身体拘束防止研修」等の研修を必ず実施する。

(1) 新規採用者には、毎月の入社時研修において「人権及び虐待・身体拘束防止研修」を実施する。

(2) 現任者には年間研修計画に沿って「人権及び虐待・身体拘束防止研修」を年 2 回実施する。

(3) 管理者が「人権及び虐待・身体拘束防止研修」等が必要と認めた場合は、随時実施する。

2 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4

(事業所又は支援を提供する場で虐待又はその疑い(以下、「虐待等」という)が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

第 4 条 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

2 また、緊急性の高い事案の場合には市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針)

第5条 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合は担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は他の上席者等に相談します。

2 担当者は苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には報告を行った者の権利が不当に侵害されないように細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者からの事情を確認します。これら確認の経緯は時系列で概要を整理します。

3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

5

4 上記の対応を行ったにも関わらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等の外部機関に相談します。

5 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

6 事業所内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発予防策を併せて市町村に報告します。

7 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

(成年後見制度の利用支援に関する基本方針)

6

第6条 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

(虐待等に係る苦情解決方法に関する基本方針)

第7条 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。

7

2 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように細心の注意を払います。

3 対応の流れは、上述の「第5条 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針」に依るものとします。

4 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

(ご利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

8

第8条 当該指針は事業所内に掲示等するとともに、事業者のホームページに掲載し、ご利用者及びご家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

(その他虐待防止等の適正化の推進のために必要な基本方針)

9

第9条 第3条に定める研修会のほかに、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

令和4年4月1日制定

別表

虐待の種類	内容
①身体的虐待	<p>① 暴力的行為など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や障害サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車イスやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制など</p>
②介護の放棄	<p>① 必要とされる介護や世話を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 <p>② 障害者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない。副作用が生じているのに放置している。処方通りの治療食を食べさせない。 <p>③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 <p>④ 障害者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p>
③心理的虐待	<p>① 威嚇的な発言、態度など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。

・「ここ(施設・居宅)にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言ひ脅す。

② 侮辱的な発言、態度など

・排せつの失敗や食べこぼしなど、それに伴う言動等を嘲笑する。

・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。

・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。

・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。

③ 障害者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度など

・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。

・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言ひふらす。

・話しかけ、ナースコール等を無視する。

・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。

・障害者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。

④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為など

・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。

・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。

⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為など

・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。

・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。

・来訪者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。

⑦ その他

・車イスでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。

・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。

・障害者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。

・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。

・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。

④性的虐待

① 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要など

・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。

・性的な話しを強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)。

・わいせつな映像や写真をみせる。

・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。

・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままに放置する。

・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。

⑤経済的虐待

- ① 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限することなど
- ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
 - ・金銭・財産等の着服・窃盗等(障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない)。
 - ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。